

【 業務委託着手金 】

求人内容により応相談。

甲は、乙に対し、本件サービス等にかかわる業務委託着手金を以下の要領で支払う。

- ① 着手金額： 万円（消費税額別途）
- ② 支払期限： 年 月 日
- ③ 支払方法： 乙の指定する下記の金融機関の口座に振り込むことにより支払う。なお、必要となる振込手数料は甲の負担とする。
三菱東京UFJ 銀座通支店 普通 1417636 ファーストヴィレッジ株式会社

【 人材紹介報酬 】

1. 前条に定める業務委託着手金を、甲は、本契約により乙からの紹介による候補者の調査選定にかかる費用として乙に支払うものとする。
 - (1) 候補者の想定報酬基準年収に紹介報酬率40%を乗じた金額を当該候補者の人材紹介報酬（以下、「基準報酬」という）とする。
 - (2) 本契約の期間内に候補者の選出、入社が内定しない場合においては、乙は甲に着手金を除く基準報酬（消費税額別途）を返金する。
2. 報酬の支払いについては、候補者が内定を承諾した日を起算日として 30 日間以内に全額を支払うものとする。支払いは前条に定める金融機関の口座に振り込むことにより乙に支払うものとする。なお、必要となる振込手数料は甲の負担とする。
3. 前項に定める支払日が金融機関の休業日である場合には、その前営業日を支払日とする。

【返 戻 金】

採用された候補者が入社後 90 日以内に自己都合退職または自己の責に基づき解雇された場合は、乙は当該候補者にかかる受領済みの人材紹介報酬を甲に返金するものとし、就業した期間により返金率を次の通りとする。

- ① 入社日から起算し 30 日以内に離職した場合は、受領済み報酬の 50%を返金する。
- ② 入社日から起算し 31 日以降 60 日以内に離職した場合は、受領済み報酬の 40%を返金する。
- ③ 入社日から起算し 61 日以降 90 日以内に離職した場合は、受領済み報酬の 30%を返金する。